

京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第97号

京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第19条本文中「2級」を「1級」に改める。

附則第1項中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改める。

別表(4)の項中「57」を「56」に改め、同表(5)の項中「47」を「46」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部給与課)